

議事要旨

会議名	平成30年度第3回芦屋中央病院評価委員会	会場	芦屋町役場 4階41会議室			
日時	平成30年9月6日(木) 午後3時30分～午後5時00分					
件名・議題	1. 開会 2. 議題 (1) 第2回評価委員議事要旨について (2) 中期目標(案)について (3) 中期計画(案)について (4) その他 3. 閉会					
委員等の出欠	委員長	山口 徹也	出	オブザーバー (病院)	櫻井 俊弘	出
	副委員長	松田 晋哉	欠	オブザーバー (病院)	井下 俊一	出
	委員	江川 万千代	欠	オブザーバー (病院)	森田 幸次	出
	委員	貞安 孝夫	出	オブザーバー (病院)	竹井 安子	出
	委員	中山 顯兒	出	オブザーバー (病院)	檜田 房男	出
	委員	内海 猛年	出	オブザーバー (病院)	中野 悟子	出
	事務局	藤永 詩乃美	出	オブザーバー (病院)	市村 修	出
	事務局	有田 昌子	出	オブザーバー (病院)	坂本 林太郎	出
	事務局	甲斐 智志	出	オブザーバー (病院)		
合意・決定事項	<ul style="list-style-type: none"> 第2回芦屋中央病院評価委員会の審議内容について、事務局より提示された議事要旨の確認を行い、公開について決議した。 中期目標(案)について、修正後の中期目標を評価委員会の意見書に添付することを承認した。 					

○議題（１）第２回評価委員会議事要旨について

- ・第２回評価委員会議事要旨の内容について、委員によって確認し、町のホームページでの公開について決議。
- ・２ヶ所の文言修正について、委員長に一任で委員了承。

○議題（２）中期目標（案）について

- ・事務局より、前回の会議から変更になった点について説明。

- (委員) 第２住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項２医療の質の向上（１）医療従事者の確保の中で、「待遇改善や」は削除するのか。
- (事務局) 委員からもご意見をいただいているとおり、「職場環境の見直し」という表現の中に待遇改善も含まれているとして、削除とした。
- (委員) 病院長にお尋ねする。第２住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項１医療サービス（１）地域医療の維持及び向上の中で、「137病床を堅持し」を表記する意味は理解したが、どういう風に解釈すれば良いか。
- (病院) 137病床は芦屋中央病院が今まで保有してきた病床数であり、外部委員会の答申や議会の特別委員会においても、「137病床を堅持し」と出てくる。
今のところ、中期目標の４年間で137病床を削られる可能性は低い。
ただ、医療事情により、削減を求められる場合もあると思うので、職員の心構えを表すためにも、この「137病床を堅持し」を象徴的に表記されたと解釈している。
- (委員) 高齢化が進む中で、地域医療の充実のため、保有している137病床を継続してほしいと言う町民を含めた議会の意見として、病院も重んじていると思う。
- (委員長) 一般病床と療養病床の構成が変わることはあるのか。
- (病院) 変わることはある。病院移転の日程を決める際にも大きな影響があった。30年度に入ると療養病床から、一般病床に転換できないのではないかということ、病院は3月に移転している。新病院で緩和ケア病床を15病床作ったが、療養病床を一般病床に転換し、それと併せて緩和ケア病床を作った。137病床の内訳は県が認めれば変わることがある。
- (委員長) これで、中期目標の審議を終える。評価委員会より町長に意見書を出すにあたっては、資料４の意見書がかがみとして、修正後の中期目標（案）を別添して提出することとする。

○議題（３）中期計画（案）について

- ・病院より、中期計画（案）について、第１期中期計画と第２期中期計画（案）の変更点を中心に説明。
- ・前文

- ・第1 中期目標の期間
- ・第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 1 医療サービス

- (委員長) (1) 地域医療の維持及び向上の中で、「ADL (activities of daily living)」は、日常生活動作か。生活の質の向上と似ているが、区別して使用するということか。
- (病院) 区別して使用する。
- (委員長) (3) 地域医療連携の推進の中で、「ADL の向上」とあるが、「ADL の改善」でなくて、良いのか。
- (病院) 「ADL の改善」に変更する。
- (委員長) (6) 予防医療への取組の中で、検診を進める疾患としてがんが列挙されている。町の実施計画に予防医療の対象として挙げられているがんの疾患名は6種類で、中期計画に挙げられているがんの他、子宮がんが挙げられている。中期計画で子宮がんを外したのは、意味があるのか。
- (病院) 子宮がんに関しては、芦屋中央病院には婦人科がないため、集団検診の際に、町の担当部局が検診会社と協議し、検診バスが病院に来るようになっている。病院として、子宮がんに関しては主体的に関わっていないため、中期計画から外している。
- (委員) (2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供の中で、「当該業務に当たる医師の確保が難しい状況である。引き続き調査と検討を行い、在宅支援病院の基準を満たす人材確保に努める。」とある。中期計画に沿って進めて行かなければならないが、人材を確保できるのか、それとも調査と検討を行う段階で終わるのか。
- (病院) 在宅医療を行う際、内科系の医師が主体になると考えた場合、大学病院から派遣や紹介をされ、芦屋中央病院の常勤医師となる。
基本的には、専門分野を持って来られる医師が多く、その医師に在宅医療をしてもらうのは、かなり難しい。在宅医療の専門医は、総合診療医になるが、総合診療医という分類が出てきたのは、まだ日が浅く、どこの大学でも多くはいない。そのため、大学から総合診療医を派遣していただくのは難しい。実際の在宅医療を担っている医師は、病院であれば総合診療医であり、診療所であれば開業医の医師が在宅医療にあたっている。中期計画の中で「調査と検討」と言うのは、芦屋中央病院を退職する医師が在宅医療に当たるという流れも考えられるためだが、相手がいる話のため、「調査と検討」及び「人材確保に努める」という表記に留めている。
- (委員) 「人材確保のために調査・検討を行う」などの表現に変えたほうがよいの

ではないか。実施できなければ、評価に影響するのではないか。

- (病院) 人材確保は、難しい状況ではあるが、病院としては、人材を確保するという意思を持って動いているという意味合いも出したい。
表現としては、書き過ぎかもしれないが、努力は続けて行かないといけな
いし、現実的に確保したいと考えている。
在宅医療は他の病院でも実施しているし、当院でも努力すれば実施できる
のではないかと考えている。

- ・第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
ためとるべき措置
 - 2 医療の質の向上

- (委員長) (4) 第三者評価期間による評価の中で、「理念」とあるが、ここの「理念」
とは何か。

(病院) 中期計画の前文に記載している「病院理念」のことである。

(委員長) それでは、「理念」は「病院理念」と記載した方が良いのではないか。

(病院) (4) 第三者評価期間による評価の中の「理念」を「病院理念」に修正する。

- ・第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
ためとるべき措置
 - 3 患者サービスの向上
 - 4 法令遵守と情報公開

(委員) (1) 患者中心の医療の提供の中で、「医療安全管理チーム」は具体的に何
をするのか。

(病院) 医療安全委員会というもので、病棟や外来のヒヤリ・ハットを集計したり、
予防する委員会である。

- ・第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 1 法人運営管理体制の確立
 - 2 業務運営の改善と効率化

(病院) 1 法人運営管理体制の確立の中で、「運営管理体制を構築し、維持する。」とし
たが、中期目標を考慮すると「運営管理体制を継続する。」にした方が良いか。

(委員長) 通常、体制は「整備」や「構築」を使い、出来た後は「継続」、「維持」、「運
用」のような言葉が使われるが、項目名が「法人運営体制の確立」となっ
ているため、実際には、まだ体制の整備途上にあるのかと理解している。
中期目標の1期目が終わり、5年目に入るのに、まだ構築途中なのかと、気に

なる所ではあるが、意図したものがあるのであれば、「運営管理体制を構築し、維持する。」という表現で良いと思う。

(委員) 1 法人運営管理体制の確立の中で、「月報を収集・分析を行い」は、「月報の収集・分析を行い」ではないか。

(病院) 「月報の収集・分析を行い」に修正する。

・第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(委員長) (1) 健全な経営の維持の中で、「繰出基準」について、文書で規定されているのか。

(病院) 繰出基準の計算基礎がある。配分の中に項目がいくつもあり、幅がある。

(委員長) 自治体によっては、具体的な文書がある所とない所があるため、「繰出基準に基づいた」と明記して良いか確認した。

(委員) 町から繰出基準に基づいた運営費負担金をもらうために、明記して良いのではないか。

・第5 予算、収支計画及び資金計画

・第6 短期借入金の限度額

・第7 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

・第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

・第9 剰余金の使途

・第10 料金に関する事項

・第11 その他の芦屋町の規則で定める業務運営に関する事項

(委員) 段落表記と段落になっていない表記を統一したほうが良いのではないか。

(病院) 最終的に正式な形になる時は、整える。

○その他

・今後の中期計画のスケジュール及び開催日時について説明

・旧病院と新病院を比較し、患者数、収益額及び病床利用率について説明

(閉会)